別記第１号様式（第４関係）

年度　補助金等交付申請書

年　月　日

北海道知事　様
（　総合振興局長（振興局長））

住所
申請者
氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の事業（事務）に関し補助金等の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業（事務）の目的及びその概要

２　事業（事務）の着手及び完了の予定期日

着手　年　月　日
完了　年　月　日

３　補助金等交付申請額　金　円

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

別記第２号様式（第４関係）

補助金等交付申請額算出調書

区　分	補助事業等に要する経費			補助対象経費	補助基準により算出した額	補　助基本額	補助率	補助金等交付申請額	備　考
	単価	数量	金額						
	円		円	円	円	円		円	
合　計									

注　１　「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。

２　「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」、「数量」欄が不用のときは斜線で抹消すること。

３　「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち、補助の対象となる部分に係る経費の額を記載すること。

４　「補助基準により算出した額」欄には、補助基準（額）が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消すること。

５　「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載すること。

６　定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

別記第３号様式（第４関係）

経　費　の　配　分　調　書

区　分	補助事業等に要する経　費	負　担　区　分					備　考
		道費補助（申請）額	自　己負担額	道費補助金以外の補助金等の　額	寄附金	その他	
	円	円	円	円	円	円	
合　計							

注　１　「区分」欄には、経費名又は細分された事業（事務）名を記載すること。
２　「負担区分」欄中「その他」の欄には、当該補助事業等に要する経費を支弁するための財源として、「道費補助（申請）額」欄、「自己負担額」欄、「道費補助金以外の補助金等」欄又は「寄附金」欄に記載すべき収入金以外の収入金があるときは、その額を記載し、かつ、その収入金の内容を「備考」欄に記載すること。
３　「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載すること。
４　「負担区分」欄を「道費補助（申請）額、自己負担額、道費補助金以外の補助金等、寄附金、その他」以外に細分する必要がある場合は、適宜欄を追加して使用すること。

別記第４号様式（第４関係）

事　業　予　算　書

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

収入の部

科目				金額	備考
款	項	目	節		
				円	

支出の部

科目				金額	備考
款	項	目	節		
				円	

上記のとおり議決されていることを証明します。

年　　月　　日

○○市（町村）長（氏　　名）

注　１　この様式には、当該補助事業等に係る予算のみを記載すること。

２　当該補助事業等に係る予算が議決されていない場合は、この様式中「上記のとおり議決されていることを証明します。」を「上記のとおり予算案を提出することを確約します。」に改めて使用すること。

３　補助事業者等が市町村である場合は、「収入の部」には当該補助事業等に係る特定財源（道費補助金、国庫支出金、地方債等）のみを記載し、備考欄に予算の区分（一般会計又は特別会計）を記載すること。

４　「科目」欄の区分は、標準を示したものであるので補助事業等における通常の予算区分がこれと異なるときは、その区分に従い記載して差し支えない。

５　市町村以外の者がこの様式を使用する場合は、この様式中「○○市（町村）長（氏名）」を訂正して使用すること。

６　「備考」欄には、必要に応じ、算出基礎その他必要な事項を記載すること。

別記第５号様式（第４関係）

資　金　収　支　計　画　書

（単位　千円）

区分	科目＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	計	備考
収入																
	計															
支出																
	計															
収支差額	当月分															
	累　計															

注　１　この計画書は、補助事業等に係る月別収支計画について作成すること。ただし、申請者が地方公共団体である場合、当該補助事業等が実績で申請すべきこととされているものである場合及び当該補助事業等の内容が建設工事である場合については、この計画書の作成を要しないものとする。

２　当該補助事業等の実施のために借り入れた金額がある場合は、「科目」欄に「借入金」と記載し、かつ、借り入れた月に当該借入金の額を表示すること。

別記第６号様式（第４関係）

事業計画（実績）書

市町村名：

番号	事業実施主体名	取組主体名	取組内容	対象畜種・作物等名	事業内容（工種、施設区分、構造、規格、能力等）	事業費（円）	負担区分（円）				完了（予定）年月日	備考
							国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他		
事業費計												
附帯事務費												
計												

（注）１　備考欄には、事業実施主体名ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額○○○円　うち国費○○○円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額○○○円うち国費○○○円」）を記入すること。

また、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当有」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

２　交付申請の場合は、補助対象事業費等の積算根拠となる資料、実績報告の場合は国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領別紙２の第７の２の（１）で定める事業実施計画書（交付決定時との変更箇所を加筆修正したもの）、出来高設計書等補助対象事業費等の積算根拠となる資料及び財産管理台帳を添付すること。

（別紙）

事業概要	金融機関名	融資名 （制度・その他）	補助の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容		
			融資を受けようとする金額	償還年数	その他

別記第７号様式（第４関係）

電子交付申出書兼メールアドレス確認書

電子交付サービスを利用して道からの通知について電子により交付を受けたいので申し出ます。

通知の受取に使用するメールアドレスは、次のとおりです。

１　対象文書

２　受取担当者

所　　属	
役　　職	
氏　　名	
メールアドレス	

北海道知事　様
（　　総合振興局長（振興局長））

令和　　年　　月　　日

住　　所
法　人　名　（個人の場合は、氏名）
代表者氏名
担当者氏名・連絡先

※この様式は、申請等の際に、道の担当者まで提出してください。
※「noreply@gmosign.com」の差出人名から、メールが届きます。
※本様式は例示であり、電子交付の同意及び相手方が指定する電子メールアドレスが確認出来るものであれば、他の様式でも支障ありません。
※メールアドレスについては、事前にメールでの連絡があった場合は、当該送信元のメールアドレスと突合するなど、誤送付がないよう注意してください。

別記第８号様式（第６関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日に申請のあった　　事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業等の成果を成し遂げたときは、金　　円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

年　　月　　日

北海道知事　　印
（　総合振興局長（振興局長））

1　この補助金の交付の対象となる補助事業等の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業等名	補助対象経費			補助金の額	完了期限
	区　分	事業実施主体（協議会）	金　額	金　額	
			円	円	年　月　日
合　　計					

2　補助事業者（地方公共団体以外の補助事業者に限る。３及び４において同じ。）は、補助事業等を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業等の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は指名競争に付し、又は随意契約をすることができます。

3　補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、知事又は総合振興局長等にあらかじめ届け出なければなりません。

4　補助事業者は、前項により契約しようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、国内肥料資源利用拡大対策事業費補助金交付等要綱（令和４年12月21日付け農産第3508号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付等要綱」という。）別記様式第２号による農林水産省の機関から及び国土交通省北海道開発局の機関から指名停止等を受けていない旨の申立書の提出を求めるものとし、当該申立書の提出のない者については競争入札等に参加させてはなりません。

5　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、交付等要綱、国内肥料資源利用拡大対策事業実施要領（令和４年12月21日付け農産第3509号、畜産第1954号農林水産省農産局長、畜産局長通知）、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）、畜産環境対策総合支援事業等補助金交付事務取扱要領（令和５年４月13日付け畜産第2715号農政部長通知）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業等を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。

6　次の各号のいずれかに該当する補助事業等の内容を変更するときは、知事又は総合振興局長等の承認を受けなければなりません。

(1) 取組主体ごとの補助対象経費又は補助金額の変更のうち、次に掲げる変更

ア　事業費の30パーセントを超える増減。

イ　補助金額の30パーセントを超える減又は補助金額の増

(2) 補助事業等の内容の変更

ア　事業実施主体及び取組主体の変更

イ　成果目標の変更

7　補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、前項に準じて知事又は総合振興局長等の承認を受けることができます。

8　補助事業等の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、知事又は総合振興局長等の承認を受けなければなりません。

9　補助事業等が期限までに完了しないと見込まれるとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、その指示を受けなければなりません。

ただし、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって報告に代えることができます。

10　補助事業者は、事業実施年度の12月31日現在において、交付等要綱別記様式第５号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の１月31日までに知事又は総合振興局長等に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。ただし、概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告に代えることができるものとします。

11　この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

12　前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。

13　この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがあります。

14　補助事業等に係る建設工事が完成したとき又は機械器具等の導入等が完了したときは、速やかにしゅん功届又は機械導入完了報告書を知事又は総合振興局長等に提出しなければなりません。

15　補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業等の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は翌年度の4月10日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事又は総合振興局長等に提出しなければなりません。

また、補助事業の実施期間内において会計年度が終了した場合は、翌年度の４月10日までに交付等要綱別記様式第８号による年度終了実績報告書を知事又は総合振興局長等に提出しなければなりません。

16　補助事業等実績報告書の提出に当たって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。

17　補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前項により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年６月30日までに知事又は総合振興局長等に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事又は総合振興局長等に報告し、当該金額を返還しなければなりません。

18　補助事業者は、当該補助金の額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事又は総合振興局長等に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を提出するものとする。

19　この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業等の成果が適合しないときは、当該補助事業等につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

20　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。

21　補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、次に掲げるものについては、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。）は、あらかじめ知事又は総合振興局長等の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りでありません。

(1)不動産

(2)前号に掲げるものの従物

(3)１件あたりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

22　前項の規定について、補助事業等を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載している場合は、次の条件により補助事業者による間接補助金の交付の決定をもって補助事業者の承認を受けたものとします。

(1) 担保権が実行される場合は残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を

納付すること。

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。

23　21に規定する知事又は総合振興局長等の承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。

24　前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。

25　補助助事業者は、補助事業が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を交付決定者に報告しその指示を受けなければなりません。

26　補助事業等に関する帳簿及び証拠書類又は証拠物を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければなりません。ただし、処分を制限された取得財産がある場合、上記の帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管し、当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。なお、帳簿、証拠書類、証拠物、台帳その他関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることがでます。

27　補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、26に規定する帳簿等に加え、財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければなりません。

28　補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件を付けなければなりません。ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適宜変更して差し支えないものとします。

なお、この場合において、「知事又は総合振興局長等」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。

29　この補助事業等の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。

30　補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。

(1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。

(2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。

(3) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。

(4) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ知事又は総合振興局長等の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業等に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事又は総合振興局長等の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

31　補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

32　補助金の返還を命ぜられ、当該補助金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等(その交付が法令の規定により道の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。)があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。

33　地方公共団体である補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、交付等要綱別記様式第11号による補助金調書を作成しておかなければなりません。

34　10に規定する遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

（　　部　　課　　係）

別記第９号様式（第６関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長））

補助事業者等名

補助金に係る消費税等仕入控除税額について

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金の交付決定を受けた　　事業について、同指令条件第　　項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

１　補助金の確定額　　金　　円

２　補助金の確定時における消費税等仕入控除税額　　金　　円

３　消費税及び地方消費税の確定申告に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額　　金　　円

４　要補助金返還相当額（３－２）　　金　　円

(注)　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）
・消費税確定申告書付表２「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・３の金額の内訳を記載した書面（別記第９号様式別紙）
・補助事業者等が消費税法第60条第４項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が５パーセント以下であることを確認できる資料

５　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
〔　　〕

(注)　消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

６　当該補助金に係る消費税等仕入控除税額がない場合、その理由を記載
〔　　〕

(注)　記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済みのもの）

・２割特例の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における「税額控除に係る経過措置の適用（２割特例）」を選択した消費税確定申告書の写し（税務署受付済みのもの）

・補助事業者等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入割合が５パーセントを超えることを確認できる資料

本件責任者　氏名・連絡先 担　当　者　氏名・連絡先

注１　押印する場合は、本件責任者等の記載を要しないこと。

２　間接補助事業等の場合にあっては、集計表（各事業実施主体ごとの１から６までの事項を記載した書面及び別記第９号様式別紙）を添付すること。

別記第９号様式別紙

補助金に係る消費税等仕入控除税額の内訳

補助事業者等

	課税売上割合95％以上		個別対応方式		一括比例配分方式	課税売上割合	％

区分	補助対象経費①	①の内訳		②のうち消費税等相当額③	③の内訳			仕入控除税額⑥	補助率等⑧	補助金に係る消費税等仕入控除税額⑦×⑧
		課税対象②	非課税		課税売上対応④	共通売上対応⑤	非課税売上対応			
	円	円	円	円	円	円	円	円	％	円
								⑦		
計										

注１　「③の内訳」欄については、課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合のみ記載すること。
　２　「仕入控除税額」欄の算出は、次のとおりとする。
　(1) 課税売上高が５億円以下、かつ課税売上割合が95％以上の事業者の場合・・・③＝⑥
　(2) 課税売上高が５億円超え、又は課税売上割合が95％未満の事業者で個別対応方式を採用している場合・・・④＋［⑤×（課税売上割合）］
　(3) 課税売上高が５億円超え、又は課税売上割合が95％未満の事業者で一括比例配分方式を採用している場合・・・③×（課税売上割合）

別記第10号様式（第６関係）

（記号）第　　号

年　　月　　日

（補助事業者）　様

北海道知事

（　　総合振興局長（振興局長））

補助金の交付の決定について（通知）

年　　月　　日申請の　　年度　　事業に係る補助金の交付について、別紙指令書のとおり決定したので通知します。

なお、次の事項に留意の上、事業を適切に遂行してください。

記

この補助金は、申請により概算払をしますので補助金等概算払申請書を提出してください。

（　　部　　課　　係）

注　概算払以外に通知する事項がある場合には、記以下に適宜通知事項を記載すること。

別記第11号様式（第７関係）

年度補助金等交付申請取下書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長））

住所

補助事業者等
氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の事業（事務）に関して、　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けましたが、次の理由によりその交付申請を取り下げます。

（取下げの理由）

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　１　この様式は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服がある場合において、当該交付申請を取り下げるときに使用すること。

２　この様式には、取下げの理由の参考となる事項を記載した書類を添付すること。

別記第12号様式（第９関係）

年度補助事業等変更承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長））

住所

補助事業者等　氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）について、その計画を次の理由により変更したいので関係書類を添えて申請します。

１　補助金等交付決定額　　金　　円

２　変更後の補助金等申請額　　金　　円

３　変更の理由

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　１　この様式は、補助事業等の内容の変更、補助事業等に要する経費の配分の変更等の承認申請の場合に使用すること。

２　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

３　この様式に添付する関係書類は、交付申請の際の関係書類の様式によるものとし、変更後の計画（変更されない部分を含む。）を上段に、変更前の計画を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

なお、記載事項に変更がない関係書類については、添付を省略し、その旨を付記することとして差し支えないものとする。

別記第13－１号様式（第９関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

年　月　日申請の　年度　　事業に係る計画の変更については、これを承認します。ただし、次の事項を承知してください。

年　月　日

北海道知事　印

（　総合振興局長（振興局長））

この承認の内容は、　　年　月　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、補助金の総額に変更を来さない計画変更の場合に使用すること。
　２　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

別記第13－２号様式（第９関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

年　月　日申請の　年度　　事業に係る計画の変更を承認し、年　月　日付け（記号）第　　号指令の補助金「金　　円」を「金　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年　月　日

北海道知事　印

（　総合振興局長（振興局長））

１　この承認の内容は、　　年　月　日付け補助事業等変更承認申請書記載のとおりです。

２　変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業等名	変更前					変更後				
	補助対象経費			補助金の額	完了期限	補助対象経費			補助金の額	完了期限
	区分	事業実施主体（協議会）	金額			区分	事業実施主体（協議会）	金額		

（　部　課　係）

注１　この様式は、補助金等の総額に変更を来す計画変更の場合に使用すること。

２　この変更承認に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

３　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

別記第14号様式（第10関係）

年度補助事業等中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長））

住所

補助事業者等
氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名　　年度　　事業

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）について、次の理由によりその執行を中止（廃止）したいので申請します。

（中止又は廃止の理由）

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　1　この様式は、補助金等の交付の決定を受けた事業又は事務を中止し、又は廃止しようとする場合に使用すること。

2　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

3　この様式には、申請時点における当該補助事業等の進ちょく状況（廃止の場合を除く。）その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

別記第15号様式（第10関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

年　月　日申請に係る　年度　事業の中止（廃止）については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

年　月　日

北海道知事　印

（　総合振興局長（振興局長））

（　部　課　係）

注１　中止又は廃止を承認する場合は、〔〕書きの箇所を削除すること。

２　中止又は廃止を承認しない場合は、「承認します」の箇所を〔〕書きによることとし、記として不承認の理由を記載すること。

別記第16号様式（第11関係）

年度補助事業等執行遅延（不能）報告書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長））

住所
補助事業者等
氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名　　年度　　事業

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）について、次の理由により予定の期間内に完了する見込みがない（その遂行が困難となった）ので報告しますから指示をお願いします。

（遅延又は遂行困難の理由）

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　1　この様式は、補助金等の交付の決定を受けた事業又は事務の執行が遅延し、又は困難となった場合に使用すること。

2　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

3　この様式には、報告時点における当該補助事業等の進ちょく状況その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

別記第17号様式（第11関係）

繰越等実施計画書

1　繰越後の事業完了予定　　年　月　日

2　実施計画

費目	取組主体名	工種	計画			年度内実施予定				翌年度実施予定					年度内概算予定補助金	備考
			事業	事業費A	補助金	事業	事業費B	B／A	補助金	事業量	事業費C	C／A	補助金	予定期間		
				円	円		円		円		円		円	年　月 ～ 年　月 年　月 ～ 年　月 年　月 ～ 年　月		年度内概算予定補助金算出根拠
計															円	

注　「予定期間」欄は、各費目ごとの予定工期を記載すること。

別記第18号様式（第11及び第14関係）

事　業　遂　行　状　況　報　告　書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長））

補助事業者名

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金の交付の決定を受けた　　年度　　事業に係る遂行状況について、次のとおり報告します。

記

1　事業実施主体名
2　事業完了予定　　年　　月　　日
3　実施状況

年　　月　　日現在

費目	取組主体名	工種	実施計画		できき高		進捗率 B／A	支出済額	備考
			事業量	事業費A	事業量	事業費B			
				円		円	%	円	

注　補助事業等執行遅延（不能）報告書に添付する場合には、標題及び記以下の事項以外の部分を削除して使用すること。

別記第19号様式（第11関係）

（記号）第　　号指令

（補助事業者）

　　年　　月　　日提出のあった補助事業等執行遅延報告書に基づき、　　年度　　事業の執行を次のとおり指示します。

年　　月　　日

北海道知事　印

（　　総合振興局長（振興局長））

1　事業完了期限を　　年　　月　　日とします。

2　補助対象事業を完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに補助事業等実績報告書を総合振興局長（振興局長）に提出しなければなりません。会計年度が終了したときも、また同様とします。

（　　部　　課　　係）

別記第20－１号様式（第12、第15及び第23関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令による　　事業に係る補助金の交付の決定を、次の理由により取り消します。

年　　月　　日

北海道知事　　印

（　　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容

２　取消しの理由

（　　部　　課　　係）

注　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

別記第20－２号様式（第12、第15及び第23関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

年　月　日付け（記号）第　　号指令による　　事業に係る補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金金　　円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年　月　日

北海道知事　印

（　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長（振興局長）)が発行する納入通知書により納付すること。

４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、交付決定の全部の取消しに伴う返還金のある場合に使用すること。

２　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第20－３号様式（第12、第15及び第23関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

年　月　日付け（記号）第　　号指令の　　事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消すとともに、補助金「金　　円」を「金　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年　月　日

北海道知事　印
（　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容

２　取消しの理由

３　変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業等名	変更前					変更後				
	補助対象経費			補助金の額	完了期限	補助対象経費			補助金の額	完了期限
	区分	事業実施主体（協議会）	金額			区分	事業実施主体（協議会）	金額		
			円	円	年月日			円	円	年月日

（　部　課　係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のない場合に使用すること。

２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。

３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。

４　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。

別記第20－４号様式（第12、第15及び第23関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の　　年度　　事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金　金　　円の返還を命じるとともに、補助金「金　　円」を「金　　円」に変更します。ただし、次の事項を承知してください。

年　　月　　日

北海道知事　印
（　　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容
２　取消しの理由
３　返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長（振興局長）)が発行する納入通知書により納付すること。
４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。
５　変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助事業等名	変更前					変更後				
	補助対象経費			補助金の額	完了期限	補助対象経費			補助金の額	完了期限
	区分	事業実施主体（協議会）	金額			区分	事業実施主体（協議会）	金額		
			円	円	年 月　日			円	円	年 月　日

（　　部　　課　　係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合（ただし、額の確定後は除く。）に使用すること。
２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
４　表の記載欄が不足する場合には、文中「次のとおり」を「別紙のとおり」に改め、別紙にて処理すること。
５　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第20－５号様式（第12関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の　　事業に係る補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件を次のとおり変更します。

年　　月　　日

北海道知事　印
（　　総合振興局長（振興局長））

１　削除事項

(1)

(2)

２　追加事項

(1)

(2)

（　　部　　課　　係）

注　この様式は、事情変更による交付決定の内容及びこれに付けた条件の変更を行う場合に　使用すること。

別記第20－６号様式（第23関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

年　月　日付け（記号）第　　号指令の　　事業に係る補助金の一部を次のとおり取り消し、当該取消し部分に関し既に交付した補助金金　　円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年　月　日

北海道知事　印
（　総合振興局長（振興局長））

１　取消しの内容
２　取消しの理由
３　返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長（振興局長）)が発行する納入通知書により納付すること。
４　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの　割合で計算した違約延滞金を道に納付すること。

（　部　課　係）

注１　この様式は、交付決定の一部の取消しに伴う返還金のある場合で、額の確定後のものに使用すること。
２　変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更の条件としてその内容を記載すること。
３　「取消しの内容」欄は、その取消しの対象となった部分が明らかになるよう詳細に記載すること。
４　この命令書と当該還付金に係る納入通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第21号様式（第13関係）

補助金等概算払申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長））

住所

補助事業者等　氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名　　年度　　事業

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で交付の決定を受けた上記の事業（事務）に係る補助金等について、概算払を受けたいので申請します。

記

1　補助金等交付決定額　　金　　円

2　既に概算払を受けた額　　金　　円

3　今回概算払申請額　　金　　円

4　申請の理由

5　口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	支店名	口　座　番　号
		普通 当座

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　1　「　年　月　日付け（記号）第　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

2　「5口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、口座振替払を希望する場合に記載すること。

3　建設工事に要する経費に係る補助金等の場合にあっては、申請額の算出の基礎を記載した書類（でき形検査調書等）を添付すること。

別記第22号様式（第13関係）

補助金等概算払申請書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長））

住所

補助事業者等　氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名　　年度　　事業

　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で交付の決定を受けた上記の事業（事務）に係る補助金等について、概算払を受けたいので申請します。

記

1　補助金等交付決定額　　金　　円
2　既に概算払を受けた額　　金　　円
3　今回概算払申請額　　金　　円
4　申請の理由
5　今後の概算払の申請予定

概算払の申請予定時期	月	月	月	合　計
概算払の申請予定額	円	円	円	円

6　口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	支店名	口　座　番　号
		普通 当座

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　1　この様式は、団体等が行う事業等に対する補助金等又は年間を通じての事務費、人件費に対する補助金等の概算払を申請する場合に使用すること。
　　2　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
　　3　「4　口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、口座振替払を希望する場合に記載すること。
　　4　申請時点における最新の資金収支計画を記載した書面を添付すること。

別記第23号様式（第13関係）

（記号）第　　号

年　　月　　日

（補助事業者）　様

北海道知事　印

（　　総合振興局長（振興局長））

年度　　事業に係る補助金の概算払について（通知）

年　　月　　日申請に基づき、　　年度　　事業に係る補助金について、次のとおり概算払をすることと決定したので通知します。

記

1　概算払をする時期　　月頃

2　概算払をする額　　金　　円

（　　部　　課　　係）

別記第24－１号様式（第15関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の補助金に係る年度　　事業を当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けられた条件その他法令の規定に従い、善良な管理者の注意をもって遂行することを命じます。

年　　月　　日

北海道知事　印

（　　総合振興局長（振興局長））

（　　部　　課　　係）

別記第24－２号様式（第15関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令の補助金に係る事業の遂行状況が当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件その他法令の規定に違反しているものと認められるので、当該事業の遂行を停止し、次のとおりその是正措置を講ずることを命じます。

年　　月　　日

北海道知事　印

（　　総合振興局長（振興局長））

１　講ずべき是正措置は、次のとおりです。

(1)

(2)

２　是正措置は、　　年　　月　　日までに完了させること。

３　是正措置が完了したときには、直ちに、その旨を知事(総合振興局長（振興局長）)に報告すること。

４　この命令に違反したときは、当該事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。

（　　部　　課　　係）

注　講ずべき是正措置は、できる限り具体的、かつ、詳細に記載すること。

別記第24－３号様式（第15関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

年　　月　　日付け（記号）第　　号達で命じた事業の遂行の停止を解除します。

年　　月　　日

北海道知事　印

（　　総合振興局長（振興局長））

（　　部　　課　　係）

別記第25号様式（第16関係）

（記号）第　　号
年　月　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長））

（補助事業者名）

事　業　の　し　ゅ　ん　功　届

年　月　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた　　事業について、下記のとおり工事が完了しましたので、届け出ます。

記

事業実施主体	
取組主体	
事業内容 （施設名・処理量等）	
事業費（円）	
着工住所	
着工年月日	
完了年月日	
関係法令検査年月日	
○○法	
しゅん功検査年月日 （または予定日）	
引き渡し年月日 （または予定日）	
請負等業者	
工事監理者	

本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先

注１　「　　年　月　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。
２　請負人等からの完了届の写しを添付すること。

別記第26号様式（第16関係）

補助事業に係る機械導入完了報告書

（記号）第　　号

年　　月　　日

北海道知事　　様

（　　総合振興局長（振興局長））

（補助事業者名）　㊞

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金の交付の決定を受けた事業に係る機械の導入が完了したので報告します。

記

1　事業実施主体名

2　取組主体名

3　機械の導入状況

機械の名称	
規格・型式等	
購入価格	円
購入年月日	
機械の納入者	
確認又は検査の年月日	
確認者又は検査員の氏名	

注1　この様式は、機械を導入したときに使用すること。

2　同じ種類の機械を同時に数台導入した場合であっても、機械ごとにこの様式を作成し提出すること。

3　「機械の納入者」欄には、補助事業者に機械を売り渡した者を記載すること。

4　「確認又は検査の年月日」及び「確認者又は検査員の氏名」欄は、補助事業者において確認又は検査を行った場合に記載すること。

別記第27号様式（第16関係）

補助事業等に係る建設工事完成検査調書

事業名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

工事目的物の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

着工　　年　　月　　日・完成　　年　　月　　日

補助事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

事業実施主体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

取組主体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の建設工事は、検査の結果、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件のとおり完成したことを認めます。

年　　月　　日

検査員　所　属

　　職氏名

注　検査の結果不合格の場合は、本文を「上記の建設工事は、検査の結果、次の理由により不合格と認めます。」と書き換えた上、その不合格の理由をこの様式の下方に詳細に記載すること。

別記第28号様式（第17関係）

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書

年　　月　　日

北海道知事　　様
（　　総合振興局長（振興局長））

住所
補助事業者等
氏名（法人の場合は、法人の名称及び代表者の氏名）

事業（事務）名　　年度　　事業

年　　月　　日付け（記号）第　　号指令で補助金等の交付の決定を受けた上記の事業（事務）は、　　年　　月　　日完了したので、関係書類を添えて報告します。

口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	支店名	口　座　番　号
		普通 当座

（本件責任者　氏名・連絡先
担　当　者　氏名・連絡先）

注　1　「　　年　　月　　日付け（記号）第　　号指令」については、当初の交付決定の年月日、番号を記載すること。

2　「口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、口座振替払を希望する場合に記載すること。

3　補助事業等の期間が２年度以上にわたる場合で、道の会計年度が終了したときに使用する場合は、この様式中「完了」とあるのを「執行」と訂正して使用すること。

別記第29号様式（第17関係）

補　助　金　等　精　算　書

区分	計画				実施				補助率	補助金等の交付の決定		補助金等精算額	補助金等領収済額	補助金等精算額に対する領収未済額	補助事業等に係る経費の債務確定額			不用額	備考
	補助事業等に要する経費	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額	補助事業等に要した経費	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額		年月日番号	金額				支払済額	支払未済額	計		
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N (L－M)	O	P	Q	R (K－L)	
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計																			

注　1　「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。

2　「計画」欄には、申請の際の額（変更の承認（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。

3　「補助金等の交付の決定」欄中「年月日番号」欄には当初の交付決定の年月日、番号を記載し、「金額」欄には交付決定額（変更（達による変更を含む。）があったときは、変更後の額）を記載すること。

4　「補助金等精算額」欄には、実施に係る補助基本額(H)に補助率(Ｉ)を乗じて得た額を記載すること。ただし、補助金等の算出が他の方法によっている場合は、その方法により算出した額を記載し、かつ、「備考」欄にその算出方法を明記すること。

5　定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消すること。

6　「補助事業等に係る経費の債務確定額」欄中「支払済額」欄には、間接補助事業等の場合にあっては補助事業者等が間接補助事業者等に交付する補助金等の支払済額を記載すること。

別記第30号様式（第17関係）

事　業　精　算　書

事業（事務）名　　年度　　事業

収入の部

科目				予算額		精算額	内訳		備考
款	項	目	節	当初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
				円	円	円	円	円	

支出の部

科目				予算額		精算額	内訳		不用額	備考
款	項	目	節	当初	更正後の額		支出済額	支出未済額		
				円	円	円	円	円	円	

上記のとおり精算したことを証明します。

年　月　日

○○市（町村）長　（氏　名）

注　1　この様式には、当該補助事業等に要した経費のみを記載すること。

2　「科目」欄の区分は標準を示したものであり、補助金等の交付を受けた者における通常の予算及び決算の区分がこれと異なるときは、それぞれ補助事業者等の区分に従い記載して差し支えないこと。

3　「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者等の議決機関等における最終の更正後の額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。

4　「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。

5　補助事業者等が市町村である場合は、「収入の部」には当該補助事業等に係る特定財源のみを記載し、備考欄に予算の区分（一般会計又は特別会計）を記載すること。

6　「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合には、「当初」）欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。

7　市町村以外の者がこの様式を使用する場合は、この様式中「○○市（町村）長（氏名）」を訂正して使用すること。

別記第31号様式（第17関係）

補助事業遂行計画書

費目	取組主体名	工種	実施計画			年度でき高				補助金	翌年度繰越額			補助金概算払受領額	備考
			事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	支出済額	支出未済額		事業名	事業費	補助金		
				円	円		円	円	円	円		円	円	円	完了予定 年月日 年月 日
計															

別記第32－１号様式（第19関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（補助事業者）　様

北海道知事　印
（　　総合振興局長（振興局長））

補助金の額の確定について（通知）

年　　月　　日提出の補助事業等実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、　　事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、通知します。

記

補助金の確定額　　金　　円

（　　部　　課　　係）

別記第32－２号様式（第19関係）

（記号）第　　号達

（補助事業者）

年　　月　　日付け（記号）第　　号で通知した事業に係る補助金の額の確定に伴い、当該確定額を超えて交付した補助金　金　　円の返還を命じます。ただし、次の事項を承知してください。

年　　月　　日

北海道知事 印

（　　総合振興局長（振興局長））

１　返還すべき補助金は、別に知事(総合振興局長（振興局長）)が発行する返納通知書により納付すること。

２　返還すべき補助金を納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。

（　　部　　課　　係）

注　この命令書と当該返還金に係る返納通知書は、同時に送付すること。ただし、納付すべき期限を猶予した場合は、この限りでない。

別記第33号様式（第20関係）

補助金交付状況報告書

事業名　　年度　　事業　　区　分

事業認定年度	市町村名	総事業費（補助対象経費）	補助金交付決定額	補助指令年月日	補助金の支出額	補助金支出年月日	実績報告年月日	補助金の額の確定額	確定年月日
		円 上段　計画 下段　実績	円 変更	変更	円 概算 概算 精算 計			円	
		円 上段　計画 下段　実績	円 変更	変更	円 概算 概算 精算 計			円	
		円 上段　計画 下段　実績	円 変更	変更	円 概算 概算 精算 計			円	
		円 上段　計画 下段　実績	円 変更	変更	円 概算 概算 精算 計			円	

注　　区分（整備事業・推進事業）ごとに別様とすること。また、牛肉等関税財源分がある場合には、それぞれ別様とすること。

別記第34号様式（第22関係）

（記号）第　　号
年　　月　　日

（補助事業者）　様

北海道知事　印
（　　総合振興局長（振興局長））

財産処分の承認〔不承認〕について（通知）

年　　月　　日申請の　　事業の財産処分については、承認します〔次の理由により承認しません〕。

ただし、次の事項を承知してください。

記

1　処分後、速やかに別紙「財産処分報告書」を提出すること。

2　処分により収入のあった金額の　　パーセントに相当する額を別に知事（総合振興局長（振興局長））が発行する納入通知書により道に納付すること。

（　　部　　課　　係）

注1　財産処分を承認する場合は、〔〕書の箇所を削除すること。
2　財産処分による収入の返還を要しない場合には、2を削除すること。
3　財産処分を承認しない場合は、本文中「承認」及び「承認します」の箇所を〔〕書によることとし、ただし書以降を削り、不承認の理由を記載すること。

別紙様式(第2関係)

事業実施計画総括表

総括表　　(協議会名:　　)

番号	市町村名	取組主体名	取組内容	対象畜種・作物等名	事業内容(工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費(円)	負担区分(円)				完了年月日	備　考
							国庫補助金	道　費	市町村費	その他		
	事業費計											
	附帯事務費											
	市町村計											
	事業費計											
	附帯事務費											
	小　計											
事業費合計												
附帯事務費計												
総合計												

(注)1　本表は、事業実施主体である協議会ごとに作成し、補助金交付を申請する市町村ごとに計を付すこと。
2　「取組内容」欄には、事業主体が行う主な取組内容を記載すること。
3　「対象作物・畜種名等」欄には、対象となる具体的な畜種・作物等名を記載することとし、複数作物等を対象とする場合にあっては併記すること。
4　「事業内容」欄には、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量、施設等付帯事業の内容等を記入すること。